

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

○ 第66条の6～第66条の9《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係

【改正の概要】

「グローバル・ミニマム課税」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和7年度の税制改正において、令和5年度及び令和6年度に引き続き、外国子会社合算税制について追加的な見直しが行われた。具体的には、外国関係会社に係る所得の合算時期の見直しのほか、一定の書類添付・保存義務の見直しが行われた。